

## 総合口座取引規定

### 1. (総合口座取引契約の成立)

当組合は、お客様からこの預金に係る、当組合所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

#### 1. の 2 (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、かかしん総合口座として利用すること(以下「この取引」という。 )ができます。

- 普通預金  
期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金および変動金利定期預金(以下これらを「定期預金等」という。 )第2号の定期預金等を担保とする当座貸越。
- 普通預金については、単独で利用することができます。
- 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当組合の当該各取引の規定により取扱います。

#### 2. (取扱店の範囲)

- 普通預金は、当店のほか当組合本店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。 )ができます。
- キャッシュカードによる取扱いについては、別に定める「かかしんキャッシュカード規定」により取扱います。
- 定期預金の預入れは一口1万円以上(ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除く。 )自由金利型定期預金の預入れは当組合所定の金額以上とし、これらの預金の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱います。

#### 3. (定期預金等の自動継続)

- 定期預金等は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。
- 継続された預金についても前項と同様とします。
- 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、通帳記載の最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

#### 4. (預金の払戻し等)

- 普通預金の払戻しまたは定期預金等の解約、書替継続をするときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (1) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当組合が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。 )による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
- 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続きをしてください。なお、この預金口座の名義人に相続が開始した後(当組合が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該各種料金等の自動支払いを一時停止し、共同相続人の総意を確認のうえ、取扱いいたします。
- 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。 )をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

#### 5. (預金利息の支払い)

- 普通預金の利息は、毎年3月と9月の第2日曜日に、普通預金に組入れます。
- 定期預金等の利息は、元金に組み入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その私日に普通預金に入金します。現金で受け取ることはできません。

#### 6. (当座貸越)

- 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当組合はこの取引の定期預金等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金への入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
- 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」という。 )は、この取引の定期預金等の合計額の90%(1,000円未満は切り捨てます。 )または500万円のうちのいずれか少ない金額とします。
- 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。 )は貸越金残高に連するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

#### 7. (貸越金の担保)

- この取引に定期預金等があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- この取引に定期預金等があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金等が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)又は契約日の早い順序に従い担保とします。
- 貸越金の担保となっている定期預金等について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された場合の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額をお支払いいただきます。

#### 8. (貸越金利息等)

- 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の第2日曜日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。  
定期預金等を貸越金の担保とする場合  
その定期預金ごとにその約定利率(期日指定定期預金については、その「2年以上」の利率)に年0.5%を加えた利率  
前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当組合からの請求がありがたい直ちに極度額をこえる金額をお支払いいただきます。この取引の定期預金等の全額の解約により、定期預金等の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時にお支払いいただきます。
- 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当組合が定めた日からとします。
- 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.6%(年365日の日割計算)とします。

#### 9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金等の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- 届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 10. (成年後見人等の届出)

- 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届出てください。
- 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- 前四項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。

#### 11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当組合が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

#### 12. (即時支払)

- 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がなくても、それらをお支払いいただきます。  
支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立、その他これと類する倒産処理手続があったとき  
お客様に相続の開始があったことを当組合が知ったとき  
の2 お客様が行方不明になったことを当組合が知ったとき  
第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき  
住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき
- 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求があります。それらをお支払いいただきます。  
当組合に対する債務の一つでも返済が遅れているとき  
その他債務の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

#### 13. (解約等)

- 普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらをお支払いいただきます。なお、この通帳に定期預金等の記載がある場合で、定期預金等の残高があるときは、解約できません。
- 普通預金規定にもとづき普通預金口座が解約された場合も、前1項と同様とします。
- 普通預金規定にもとづき普通預金取引が停止された場合は、当組合は貸越を停止するものとします。
- 前条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

#### 14. (差引計算等)

- この取引による債務を履行しなければならない場合には、当組合は次のとおり取扱うことができるものとします。  
この取引の定期預金等については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金等を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。  
前号により、なお残りの債務がある場合には直ちににお支払いいただきます。
- 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金等の利率はその約定利率とします。

#### 15. (譲渡、質入れの禁止)

- 普通預金、定期預金等その他この取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式によります。

#### 16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- 定期預金等は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものととして、相殺することができます。なお、この定期預金等が、第7条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合には直ちに同様の取扱いとします。
- 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。  
相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに直ちに当組合に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。  
前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。  
第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。  
定期預金等の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。  
借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めのあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17.(規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上  
(令和2年4月改定)